

第1回 5月消費者月間における啓発活動

近年、SNSなどを利用したマルチ商法やアポイントメントセールス等、その手口はますます悪質化・巧妙化しており、トラブルが相次いでいます。

そこで、栃木県消費生活センターにご協力頂き、令和6年5月10日（金）に峰キャンパス大学会館（大学生協）前広場において、リーフレットや消費者ホットライン「188」周知用ウェットティッシュを配布する啓発活動を実施しました。



■「悪質商法にだまされないで」宇都宮大学で街頭啓発・5月は消費者月間

トラブルに巻き込まれそうだと感じた時やご友人などから相談を受け、判断に迷った時などは、一人で悩んだり、解決しようとしたりせず、ご家族や指導教員など周囲の人に相談しましょう。全国の消費生活センターなど公的機関もあります。また、大学には学生なんでも相談窓口もありますので、ぜひご相談ください。

■栃木県／若者に対する悪質商法被害防止に向けた「特別電話相談」の実施について

■令和6年度若者悪質商法被害防止共同キャンペーン・リーフレット（PDF）

■宇都宮大学学生なんでも相談